

## 生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会設置要綱

(目的)

第1条 廃棄物の排出の抑制及びその処理の適正化を図るため、生駒市環境審議会規則（平成11年3月生駒市規則第7号）第5条の規定により、生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を生駒市環境審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及びその更新の基準等に関すること。
- (3) 前号の許可及びその更新を受けた者に対する指導及び処分の基準等に関すること。
- (4) 廃棄物の減量、再生及び再利用の推進に関すること。
- (5) その他一般廃棄物処理に関すること。

(組織)

第3条 専門部会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門部会委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 審議会委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民その他市長が必要と認める者

3 前項第3号に掲げる市民の中から委嘱する委員の選考方法については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項第1号の規定による審議会委員の任期の

末日までとする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び部会長代理)

第5条 専門部会に、部会長1名、部会長代理1名を置く。

2 部会長は、委員の互選により定め、部会長代理は、部会長が指名する。

3 部会長は、会務を総括し、専門部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、部会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、環境事業課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附則

この要領は、平成16年2月20日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。